

議案第79号

沼田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

沼田市個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月6日提出

沼田市長 星野 稔



## 沼田市個人情報の保護に関する法律施行条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

### (個人情報保有事務の登録及び閲覧)

第3条 市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、個人情報を保有する事務（以下「個人情報保有事務」という。）について、規則で定める事項を記載した個人情報保有事務登録簿（以下この条において「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

2 市の機関は、個人情報保有事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報保有事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報保有事務については、適用しない。

(1) 国の安全その他の国の重大な利益に関する個人情報保有事務

(2) 犯罪の捜査又は租税に関する法令の規定に基づく犯則事件の調査に関する個人情報保有事務

(3) 市の機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報保有事務

4 市の機関は、登録に係る個人情報保有事務を廃止したときは、速やかに、当該個人情報保有事務の登録を抹消しなければならない。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、市の機関は、第1項の規則で定める事項の一部を登録簿に記載し、又は個人情報保有事務について登録簿に登録することにより、個人情報保有事務の目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その規則で定める事項の一部を登録簿に記載せず、又はその個人情報保有事務について登録簿に登録しないことができる。

### (開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該

補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(開示請求に係る手数料)

第6条 市の機関に対して開示請求をする場合、法第89条第2項の規定により納付しなければならないとする手数料は、無料とする。ただし、開示請求により保有個人情報の開示を受ける者は、実費の範囲内において市の機関が別に定める費用を負担しなければならない。

- 2 市の機関は、保有する特定個人情報を開示する場合であつて、当該開示を受ける者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

(審査会への諮問)

第7条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認められるときは、沼田市個人情報保護審査会条例(令和4年条例第 号)第2条に規定する沼田市個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、保有個人情報の円滑な運用のための規程を制定し、改正し、又は廃止しようとする場合

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(沼田市個人情報保護条例の廃止)

第2条 沼田市個人情報保護条例（平成17年条例第53号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(個人情報取扱事務登録簿の閲覧に関する経過措置)

第3条 前条の規定の施行の際現に旧条例第6条に規定する個人情報を取り扱う事務により作成された個人情報取扱事務登録簿は、当分の間、沼田市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条に規定する個人情報を保有する事務により作成された個人情報保有事務登録簿とみなし、一般の閲覧に供することができる。

(守秘義務に関する経過措置)

第4条 次に掲げる者に係る旧条例第11条及び第12条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、附則第2条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 附則第2条の規定の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は附則第2条の規定の施行の日（以下「附則第2条施行日」という。）前において旧実施機関の職員であった者のうち、附則第2条施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 附則第2条施行日前において旧条例第12条第3項に規定する事務又は業務に従事していた者

2 附則第2条の規定の施行の際現に旧条例第39条第1項の規定により市に置かれた沼田市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者又は附則第2条施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第45条の規定による職務上

知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、附則第2条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(審査会の調査審議に関する経過措置)

第5条 附則第2条施行日前に旧条例第6条第3項の規定による意見の聴取又は旧条例第32条の規定により旧審査会にされた諮問は、沼田市個人情報保護審査会条例第2条に規定する沼田市個人情報保護審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

(開示請求等の手続に関する経過措置)

第6条 附則第2条施行日前に次に掲げる請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

- (1) 旧条例第13条の開示請求
- (2) 旧条例第23条の訂正請求
- (3) 旧条例第27条の利用停止請求

(罰則に関する経過措置)

第7条 附則第2条施行日前にした行為及び附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第2条施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(沼田市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 沼田市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成7年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第21条中「沼田市個人情報保護条例(平成17年条例第53号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

(沼田市利根保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 沼田市利根保健福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成17年条例第73号)の一部を次のように改正する。

第23条中「沼田市個人情報保護条例(平成17年条例第53号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

(沼田市ふれあい福祉センター条例の一部改正)

第10条 沼田市ふれあい福祉センター条例(平成17年条例第62号)の一部を次のように改正する。

第22条中「沼田市個人情報保護条例（平成17年条例第53号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

（沼田市白沢健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第11条 沼田市白沢健康福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第22条中「沼田市個人情報保護条例（平成17年条例第53号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

（沼田市屋内ゲートボール場設置及び管理条例の一部改正）

第12条 沼田市屋内ゲートボール場設置及び管理条例（平成17年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第21条中「沼田市個人情報保護条例（平成17年条例第53号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

（沼田市白沢福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第13条 沼田市白沢福祉作業所の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第72号）の一部を次のように改正する。

第19条中「沼田市個人情報保護条例（平成17年条例第53号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

（沼田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第14条 沼田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（令和3年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第28条中「沼田市個人情報保護条例（平成17年条例第53号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

（沼田市玉原野外活動施設設置及び管理条例の一部改正）

第15条 沼田市玉原野外活動施設設置及び管理条例（平成17年条例第65号）の一部を次のように改正する。

第22条中「沼田市個人情報保護条例（平成17年条例第53号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

（沼田市白沢地域特産物展示即売施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第16条 沼田市白沢地域特産物展示即売施設の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第67号）の一部を次のように改正する。

第21条中「沼田市個人情報保護条例（平成17年条例第53号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

（沼田市利根南部総合交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第17条 沼田市利根南部総合交流促進施設の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第68号）の一部を次のように改正する。

第21条中「沼田市個人情報保護条例（平成17年条例第53号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

（沼田市南郷の曲屋の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第18条 沼田市南郷の曲屋の設置及び管理に関する条例（平成20年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第21条中「沼田市個人情報保護条例（平成17年条例第53号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

（沼田市温泉休養施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第19条 沼田市温泉休養施設の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第66号）の一部を次のように改正する。

第20条中「沼田市個人情報保護条例（平成17年条例第53号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

（沼田市簡易水道条例の一部改正）

第20条 沼田市簡易水道条例（昭和50年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第17条中「沼田市個人情報保護条例（平成17年条例第53号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

（沼田市民体育館の設置及び管理条例の一部改正）

第21条 沼田市民体育館の設置及び管理条例（昭和57年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第26条中「沼田市個人情報保護条例（平成17年条例第53号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

（テラス沼田トレーニングプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第22条 テラス沼田トレーニングプラザの設置及び管理に関する条例（平成30年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第24条中「沼田市個人情報保護条例（平成17年条例第53号）」を「個人情報の



保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

